

大阪市水道事業管理規程第9号

大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務の級の分類の基準となる職務の内容等（第3条）
- 第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第4条―第10条）
- 第4章 給料表の適用を異にする異動等（第11条―第13条）
- 第5章 昇格及び降格（第14条―第17条）
- 第6章 昇給（第18条―第29条）
- 第7章 水道局企業職給料表(1)の7級及び8級の職務の級に在級する職員の号給等（第30条）
- 第8章 休職により職務に従事しない職員の職務の級及び復職等をした職員の号給の調整（第31条・第32条）
- 第9章 雑則（第33条・第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）第5条第3項及び第6条第1項の規定に基づき、給与規程第5条第1項の給料表に定める職務の級（以下「職務の級」という。）の分類の基準となるべき職務の内容並びに職員の職務の級及び号給を決定する場合の基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程第1条に規定する職員をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 採用試験 職員の任用に関する規則（平成28年大阪市人事委員会規則第2号）第3条に規定する競争試験及び選考をいう。
- (5) 大学卒程度 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の卒業（以下「大学卒」という。）程度の能力を有する者を対象とする採用試験又はこれに相当する採用試験をいう。

- (6) 短大卒程度 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の卒業（以下「短大卒」という。）程度の能力を有する者を対象とする採用試験又はこれに相当する採用試験をいう。
- (7) 高校卒程度 学校教育法による高等学校の卒業（以下「高校卒」という。）程度の能力を有する者を対象とする採用試験又はこれに相当する採用試験をいう。
- (8) 社会人経験者 民間企業等において職務に従事した経歴に係る期間を5年以上有する者を対象とする採用試験又はこれに相当する採用試験をいう。

第2章 職務の級の分類の基準となる職務の内容

（職務の級の基準となる職務の内容）

第3条 給与規程第5条第3項に規定する職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、職員に適用される給料表の別に応じ、別表第1に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

（新たに職員となった者の職務の級）

第4条 新たに職員となった者（第13条に規定する者を除く。以下同じ。）の職務の級は、この条の定めるところにより、その職務に応じて決定するものとする。

- 2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される給料表の別に応じ、別表第2に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分（試験欄の区分の定めのあるものにあつては、職種欄及び試験欄のそれぞれの区分）に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者のうち、第8条に定める経験年数で大阪市水道局長（以下「局長」という。）が定めるものを有する者の職務の級は、局長が定めるところにより、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分に対応する初任給欄の職務の級の職務と同種の職務にその者の経験年数に相当する期間引き続き在職したものとみなして第14条第1項第2号の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、新たに職員となった者のうち、複雑、困難及び責任の度に関し特別の考慮が必要であると認められる職務に従事する職を占めることとなる者の職務の級は、当該職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、その者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を給与規程第5条第2項第1号に規定する水道局企業職給料表(1)（以下「水道局企業職給料表(1)」という。）の4級以上の職務の級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得て決

定するものとする。

(新たに職員となった者の号給)

第5条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 前条第2項の規定により職務の級を決定された職員 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分(試験欄の区分の定めのあるものにあつては、職種欄及び試験欄のそれぞれの区分)に対応する初任給欄に定める号給

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 その者の職務の内容、学歴及び経歴等の資格並びに他の職員との均衡等を考慮して、局長が定める号給

2 前項第1号に掲げる職員のうち、学校教育法による大学院(以下「大学院」という。)の課程を修了した者(これに相当する知識を有する者を含む。)又は第8条に定める経験年数を有する者の号給については、同号の規定にかかわらず、次条及び第7条に定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(大学院の課程を修了した者等の号給の調整)

第6条 新たに職員となった事務職員又は技術職員で、大学院の博士課程若しくは修士課程を修了したもの又はこれらに相当する学識を有すると局長が認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める月数を12月で除した数に4を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給をもって、初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる。

(1) 新たに職員となった技術職員で、大学院の博士課程を修了したもの又はこれに相当する学識を有すると局長が認めるもの 60月以内で局長が定める月数

(2) 新たに職員となった事務職員又は技術職員で、大学院の修士課程を修了したもの又はこれに相当する学識を有すると局長が認めるもの 24月以内で局長が定める月数

(経験年数を有する者の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち次条に定める経験年数を有する者(次項に定める者を除く。)の号給は、第5条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、次条に定める経験年数の月数を12月(当該月数のうち60月を超える部分にあつては、18月)で除した数に4を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に定める採用

試験が社会人経験者である者（局長が定める者に限る。）で、次条に定める経験年数の月数から60月を減じて得た月数（以下この項において「基準月数」という。）が1月以上であるものの号給は、第5条第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給）の号数に、基準月数を12月（当該月数のうち60月を超える部分にあつては、18月）で除した数に4を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

（経験年数）

第8条 第4条第3項、第5条第2項及び前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- (1) 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった事務職員又は技術職員 その者の任用の基礎となった採用試験に合格した日又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に応じ、「大学卒程度」又は「社会人経験者」にあつては大学卒、「短大卒程度」にあつては短大卒、「高校卒程度」にあつては高校卒の資格（これら学歴に相当するものとして局長が定めるものを含む。）を取得した日以後の年数のうち局長が定めるものを別表第3に定める水道局企業職給料表(1)経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。
- (2) 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった技能職員 その者が18歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の年数のうち局長が定めるものを別表第3に定める水道局企業職給料表(2)経験年齢換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

第9条 第6条又は第7条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分を用いた場合に得られる号給に達しない職員については、局長の定めるところにより、当該下位の区分を用いてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（本市が設立団体である地方独立行政法人から職員となった者の号給）

第10条 次に掲げる者となり、かつ、その者として引き続き在職した後引き続いて再び職員となった者の号給は、第5条第1項第2号の規定にかかわらず、その者として引き続き在職した期間継続して職員であったものとして、その者となった日の前日に受けていた号給を基礎とし、他の職員との均衡を考慮し、号給を決定することができる。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条の規定により、本市が設立団体（同法第6条第3項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員となった者
- (2) 任命権者の要請に応じて退職し、引き続き本市が設立団体である地方独立行政法人の役員又

は職員となった者

- 2 前項の規定により号給を算定した場合において、なお著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該号給を基準とし、他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

第4章 給料表の適用を異にする異動等

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第11条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、次に定めるところに従い決定するものとする。

- (1) 水道局企業職給料表(1)の4級以上の職務の級に決定しようとする場合にあっては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること
- (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級に決定しようとする場合にあっては、その異動の日新たに職員となったものとした場合に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分(試験欄の区分の定めのあるものにあつては、職種欄及び試験欄のそれぞれの区分)に対応する初任給欄に定める職務の級を基礎としてその者の経験年数に相当する期間のうち局長が定めるものを第14条第1項第2号に規定する在級期間とみなして同号の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内であること

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給等)

第12条 前条に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 前条第1号に規定する職務の級に決定される者 異動の日の前日に受けていた号給の給料月額を基準とし、他の職員との均衡を考慮して局長が定めるところにより決定された号給
- (2) 前条第2号に規定する職務の級に決定される者 新たに職員となった日から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして新たに職員となった日の職務の級及び号給を基礎とし、かつ、その者の従来勤務成績等を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動日に受けることとなる号給。ただし、当該号給の給料月額が、著しく他の職員との均衡を失すると認められる場合は、当該号給(局長が定める場合にあっては、その者が異動した日の前日に受けていた号給)の給料月額を基準とし、他の職員との均衡を考慮して局長が定めるところにより決定された号給とすることができる。

- 2 前項の規定により決定された号給の給料月額が、当該号給を受けることとなる職員の異動の日の前日に受けていた給料月額(当該日に給与規程第6条第3項に規定する育児短時間勤務等(以下「育児短時間勤務等」という。)をしていた職員にあっては、その者の受ける号給の給料月額)に達しない場合は、当該号給を受けることとなる職員の給料月額を調整し、決定することができる。

る。

(他の給与に関する条例の適用者から企業職員の給与に関する条例の適用者に異動する場合の職務の級及び号給等)

第13条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける者から職員となった者の職務の級及び号給等は、前2条の規定に準じて決定するものとする。

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第14条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- (1) 水道局企業職給料表(1)の4級以上の職務の級に決定しようとする場合にあっては、人事委員会の承認を得ること
- (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級に決定しようとする場合にあっては、その者に適用される給料表の別に応じ、別表第4に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要となる1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）を有していること

2 前項第2号の規定により次の各号に掲げる職員をその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、局長が定めるところにより、当該各号に定める期間の全部又は一部をその者の属する職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

- (1) 第4条第3項の規定の適用を受けた職員 その者の経験年数のうち局長が定めるもので、その者の職務の級を決定するときに必要な在級期間とみなした期間以外の期間
- (2) 第11条第2号又は前条の規定の適用を受けた職員 その者の経験年数に相当する期間のうち局長が定めるもので、その者の職務の級を決定するときに必要な在級期間とみなした期間以外の期間
- (3) 次条の規定の適用を受けた職員 その者の派遣された期間のうち、その者が復帰したときの昇格に必要な在級期間とみなした期間以外の期間

(派遣職員が職務に復帰した場合の昇格)

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（同法第283条第1項及び第292条の規定により適用し、又は準用する場合を含む。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第2条第1項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年大阪市条例第14号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上特に必要があると

認められるときは、当該派遣された期間の全部又は一部を在級期間表の在級期間とみなして、局長が定めるところにより、その者を昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第16条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、昇格させた日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職位の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 降格させた職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、前2項の規定にかかわらず、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

4 前3項の規定にかかわらず、1の降格で2級以上下位の職務の級に降格させた職員を当該降格後昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、その者の職務の級が当該降格前の職務の級に達するまでに限り、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

5 第19条に規定する昇給日に昇格させた職員については、当該昇格がないものとした場合にその者が次章の規定により同日に受けることとなる号給を第1項の当該昇格の日の前日に受けていた号給と、当該昇格がないものとした場合にその者が次章の規定により第19条に規定する昇給日に受けることとなる号給の給料月額を前2項の当該昇格の日の前日に受けていた号給の給料月額とそれぞれみなして、前各項の規定を適用する。

(降格の場合の号給)

第17条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、当該降格の日の前日に受けていた号給の給料月額と同じ額の給料月額の号給（同じ額の給料月額の号給がないときは、直近下位の額の給料月額の号給）とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第19条に規定する昇給日に降格させた職員については、当該降格がないものとした場合にその者が次章の規定により同日に受けることとなる号給の給料月額を第1項の当該降格の日の前日に受けていた号給の給料月額とみなして、前2項の規定を適用する。

第6章 昇給

(昇給の基本原則)

第18条 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

- 2 この章の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給（部門統括の職にある職員にあっては、給与規程第5条第2項第2号に規定する水道局企業職給料表(2)（以下「水道局企業職給料表(2)」という。）の3級の59号給）の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、これらの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(勤務成績に応じた昇給)

第19条 職員の昇給は、第29条に定めるものを除き、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）に、昇給調査対象期間（昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前年度の4月2日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から当該年度の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

(勤務成績に応じた昇給の号給数)

第20条 前条の規定による昇給の号給数は、昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて当該昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第18条第1項の規定により局長が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分（以下「相対評価区分」という。）のうち第3区分に属するものとされた者について4号給とすることを標準として、職員が属する相対評価区分に応じて別表第6に定める昇給号給数表に定める号給数（以下「基準昇給号給数」という。）に、次条及び第22条第2項の規定による調整を行い、決定するものとする。

- 2 大阪市職員基本条例第18条第1項の規定による人事評価が行われなかった職員の基準昇給号給数は、前項の規定にかかわらず、4号給とする。
- 3 次の各号に掲げる職員の基準昇給号給数は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定された基準昇給号給数に相当する数から当該各号に定める数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）とする。
 - (1) 次項に規定する休職等の事由（次号において「休職等の事由」という。）によって、昇給調査対象期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（次号に掲げる職員を除く。） 2
 - (2) 休職等の事由によって、昇給調査対象期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 4
- 4 前項各号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定による休職

- (2) 大阪市職員基本条例第35条の規定による休職
- (3) 停職
- (4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による労働組合の業務への従事
- (5) 地方自治法第252条の17第1項（同法第283条第1項及び第292条の規定により適用し、又は準用する場合を含む。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣
- (6) 高齢者部分休業（1日単位のものに限る。）
- (7) 育児休業
- (8) 自己啓発等休業
- (9) 配偶者同行休業
- (10) 病気休暇（1日単位のものに限る。）
- (11) 介護休暇（1日単位のものに限る。）
- (12) 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第10号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による改正前の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）第2条第1項第3号の3の規定による職員団体等の業務への従事（1日単位のものに限る。）
- (13) 欠勤（1日の所定の勤務時間の全部について勤務しなかったものに限る。）

5 前年の昇給日後に、新たに職員となった者の基準昇給号給数は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定による基準昇給号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する数とする。

（前年度の相対評価区分に応じた調整）

第21条 第19条の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 前年度昇給調査対象期間（昇給させる年度の前々年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前々年度の4月2日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から当該年度の3月31日までの期間）をいう。以下同じ。）における相対評価区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間に、新たに職員となった者（以下「前年度新規採用職員」という。）を除く。）昇給させる年度の前年度の昇給に係る基準昇給号給数（以下「前年度昇給基準昇給号給数」と

いう。)から4(昇給させる年度の前々年度の4月2日から3月31日までの間に新たに職員となった者)にあつては、他の職員との均衡を考慮して、4に、新たに職員となった日から昇給させる年度の前々年度の3月31日までの期間の月数(1未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する数(以下「基準調整数」という。)を減じて得た数を基準昇給号給数から減じて得た数(その数が0以下になる場合にあつては、0)に相当する号給数

- (2) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員(前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。) 基準昇給号給数に基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数
- (3) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。)を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤(やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。)の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員(前年度新規採用職員を除く。) 基準昇給号給数に相当する号給数
- (4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数に相当する号給数
(56歳に達する職員の昇給の号給数)

第22条 昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる職員の昇給の号給数は、第19条又は前条の規定にかかわらず、次項及び第3項に定めるところにより決定する。

2 昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる職員のうち昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた者の昇給の号給数は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の定める号給数とする。

- (1) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員(前年度新規採用職員を除く。) 0号給
- (2) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員(前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。) 基準昇給号給数に相当する数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数に基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数
- (3) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。)を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤(やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。)の日数を考慮して前号に定

める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 基準昇給号給数に相当する数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数に相当する数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

3 昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる職員のうち昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第3区分、第4区分又は第5区分に属するものとされた者の昇給の号給数は、第19条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。） 基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数に相当する号給数を当該職員の昇給の号給数

(2) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 0号給を当該職員の昇給の号給数

(3) 前2号に掲げる職員以外の者 0号給を当該職員の昇給の号給数

(昇格の場合の昇給の号給数)

第23条 職員を昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に上位の職務の級に昇格させる場合における昇給の号給数は、第19条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（前年度新規採用者を除く。） アに掲げる数からイに掲げる数を減じて得た数を基準昇給号給数から減じて得た数（その数が0以下になる場合にあっては、0）に相当する号給数

ア 当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であったとしたならば、当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受けることとなる号給に相当する数

(2) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。） 基準昇給号給数にイに掲げ

る数からアに掲げる数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

ア 当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であったとしたならば、当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受けることとなる号給に相当する数

(3) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 基準昇給号給数に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数に相当する号給数

2 前項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる職員であって昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた者を昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に上位の職務の級に昇格させた場合における当該職員の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員を除く。） アに掲げる数からイに掲げる数を減じて得た数を基準昇給号給数に4を除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数から減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）に相当する号給数

ア 当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であったとしたならば、当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受けることとなる号給に相当する数

(2) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。） 基準昇給号給数に4を除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数にイに掲げる数からアに掲げる数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

ア 当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であったとしたならば、当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受けることとなる号給に相当する数

(3) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第5区分に属するものとされた職員で

あり、かつ、前年度昇給調査対象期間において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 基準昇給号給数に4を除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数に4を除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

3 前2項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる職員であって昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第3区分、第4区分又は第5区分に属するものとされた者を昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に上位の職務の級に昇格させた場合における当該職員の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。） イに掲げる数からアに掲げる数を減じて得た数に相当する号給数

ア 当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であったとしたならば、当該職員が第16条の規定により当該昇格後に受けることとなる号給に相当する数

(2) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 0号給

(3) 前2号に掲げる職員以外の者 0号給

(降格の場合の昇給の号給数)

第24条 職員を昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に下位の職務の級に降格させる場合における昇給の号給数は、第19条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員を除く。） アに掲げる数からイに掲げる数を減じて得た数を

基準昇給号給数から減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）に相当する号給数

ア 当該職員が第17条の規定により当該降格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であつたとしたならば、当該職員が第17条の規定により当該降格後に受けることとなる号給に相当する数

(2) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。）基準昇給号給数にイに掲げる数からアに掲げる数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

ア 当該職員が第17条の規定により当該降格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であつたとしたならば、当該職員が第17条の規定により当該降格後に受けることとなる号給に相当する数

(3) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。）基準昇給号給数に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数に相当する号給数

2 前項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる職員であつて当該昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた者を昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に下位の職務の級に降格させた場合における当該職員の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員を除く。）アに掲げる数からイに掲げる数を減じて得た数を基準昇給号給数に4を除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数から減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）に相当する号給数

ア 当該職員が第17条の規定により当該降格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であつたとしたならば、当該職員が第17条の規定により当該降格後に受けることとなる号給に相当する数

(2) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第4区分又は第5区分に属するものと

された職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。） 基準昇給号給数に4を除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数にイに掲げる数からアに掲げる数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

ア 当該職員が第17条の規定により当該降格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であったとしたならば、当該職員が第17条の規定により当該降格後に受けることとなる号給に相当する数

(3) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 基準昇給号給数に4を除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準昇給号給数に4を除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

3 前2項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる職員であって当該昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第3区分、第4区分又は第5区分に属するものとされた者を昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に下位の職務の級に降格させた場合における当該職員の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。） イに掲げる数からアに掲げる数を減じて得た数に相当する号給数

ア 当該職員が第17条の規定により当該降格後に受ける号給に相当する数

イ 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分が第3区分であったとしたならば、当該職員が第17条の規定により当該降格後に受けることとなる号給に相当する数

(2) 前年度昇給調査対象期間における相対評価区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 0号給

(3) 前2号に掲げる職員以外の者 0号給

(前年度に昇格及び降格をさせた場合等の昇給の号給数)

第25条 前2条の規定にかかわらず、職員を昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に、上位の職務の級に昇格させ、その後下位の職務の級に降格させた場合又は当該期間に、下位の職務の級に降格させ、その後上位の職務の級に昇格させた場合における当該職員の昇給の号給数は、これらの規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して決定するものとする。

(退職派遣者等の昇給)

第26条 昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に次に掲げる者から引き続いて職員となった者を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、第19条から前条までの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。

(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条に規定する退職派遣者

(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第79条第1項に規定する地方派遣職員

(3) 本市が設立団体(地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。)である地方独立行政法人(同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員又は職員

(4) 本市と国、他の地方公共団体又は国立大学法人との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により国家公務員又は当該地方公共団体若しくは当該国立大学法人の職員となった者

(57歳以上の年齢に達する職員の昇給)

第27条 昇給させる年度に属するいずれかの日に57歳以上の年齢に達することとなる職員の昇給は、第19条から前条までの規定にかかわらず、昇給調査対象期間における相対評価区分が第1区分又は第2区分である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、基準昇給号給数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。

(昇給しない職員)

第28条 第19条から前条までの規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

(表彰による昇給)

第29条 市規則又は局長が定める事由により表彰を行った職員には、局長が定めるところにより、4号給を超えない範囲で昇給させることができる。

第7章 水道局企業職給料表(1)の7級及び8級の職務の級に在級する職員の号給等

(水道局企業職給料表(1)の7級及び8級の職務の級に在級する職員の号給等)

第30条 水道局企業職給料表(1)の7級及び8級の職務の級に在級する職員の号給は、別表第7に定める水道局企業職給料表(1)7級及び8級号給基準表の職務の級欄及び基準となる職務欄の区

分に対応する号給欄の号給とする。

2 第3章（第4条を除く。）及び第4章から前章までの規定は、前項に規定する職員には適用しない。

第8章 休職により職務に従事しない職員の職務の級及び復職等をした職員の号給の調整
（休職により職務に従事しない職員の職務の級）

第31条 地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職を命ぜられ職務に従事しない職員の職務の級については、部門統括又は所属統括の職にある職員にあつては、水道局企業職給料表(2)の2級の職務の級に決定するものとし、その他の職員にあつては、当該休職を命ぜられた日の前日に在級していた職務の級に引き続き在級するものとする。

（復職等をした職員の号給の調整）

第32条 休職を命ぜられ、若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員、育児休業をしている職員、自己啓発等休業をしている職員若しくは配偶者同行休業をしている職員が職務に復帰し、又は病気休暇（連続して7日以上のものに限る。）、介護休暇若しくはやむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、育児休業をした期間、自己啓発等休業をした期間、配偶者同行休業をした期間、休暇の期間又は欠勤の期間を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日及び同日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に局長が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第9章 雑則

（この規程により難い場合の措置）

第33条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、局長が定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

（施行の細目）

第34条 この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程等の廃止）

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第15号）

(2) 大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程（平成19年大阪市水道事業管理規程第9号）

(3) 職員の号給を決定する基準に関する規程（平成24年大阪市水道事業管理規程第27号）

(経過措置)

3 前項第1号に掲げる規程その他職員の職務の級及び号給の決定に関する大阪市水道事業管理規程の定めにより局長によって行われた職員の職務の級及び号給の決定その他の手続は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

(大阪市水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部改正)

4 大阪市水道局企業職員の退職手当に関する規程（平成11年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表イ第6号区分の項中「大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程（平成19年大阪市水道事業管理規程第9号）別表第2」を「大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程(令和6年大阪市水道事業管理規程第9号)別表第1(1)」に改める。

(大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程の一部改正)

5 大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程（平成19年大阪市水道事業管理規程第9号）別表第1の水道局企業職給料表(1)級別基準職務表」を「大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号）別表第1(1)の水道局企業職給料表(1)級別基準職務表」に改める。

(大阪市水道局企業職員給与規程別表第1備考(2)の職員を定める規程の一部改正)

6 大阪市水道局企業職員給与規程別表第1備考(2)の職員を定める規程（平成21年大阪市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
-----	-----

<p>大阪市水道局企業職員給与規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号)別表第1備考(2)に規定する別に管理規程で定める職員は、<u>大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程(令和6年大阪市水道事業管理規程第9号)第4条第2項及び第5条第1項第1号の規定に基づき、同規程別表第2初任給基準表の(1)水道企業職給料表(1)初任給基準表の試験欄の「大学卒程度」の区分の適用を受ける者として初任給を決定された職員とする。</u></p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>	<p>大阪市水道局企業職員給与規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号)別表第1備考(2)の管理規程で定める職員は、<u>大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程(平成17年大阪市水道事業管理規程第15号)第3条第1項の規定に基づき、同規程別表第1の次に掲げる区分の全部を適用してその受ける初任給を決定された職員とする。</u></p> <p>(1) 適用を受ける給料表欄の給料表(1)の区分</p> <p>(2) 職種等欄の事務職員又は技術職員の区分</p> <p>(3) 学歴、経歴、免許等の資格欄の大学卒の区分</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

別表第1（第3条関係）

(1) 水道局企業職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行うとともに、担当係長等を補佐する業務を行う職務
4級	担当係長の職務
5級	課長代理、副場長、副所長又は担当課長代理の職務
6級	課長、場長、所長、担当課長又は参事の職務
7級	部長、担当部長又は副理事の職務
8級	理事の職務

備考 基準となる職務欄に掲げる役職は、大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）第2条に規定する役職をいう。

(2) 水道局企業職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	現場における作業を監督する業務又は部門統括等を補佐する業務を行う職務
3級	1 部門統括の職務 2 所属統括の職務

別表第2（第4条関係）

(1) 水道局企業職給料表(1)初任給基準表

職種	試験	初任給
事務職員	大学卒程度	1級27号給
	短大卒程度	1級19号給
	高校卒程度	1級11号給
	社会人経験者	2級27号給
技術職員	大学卒程度	1級27号給
	短大卒程度	1級19号給
	高校卒程度	1級11号給

(2) 水道局企業職給料表(2)初任給基準表

職種	初任給
技能職員	1級19号給

別表第3（第8条関係）

(1) 水道局企業職給料表(1)経験年数換算表

経歴	換算率
その者の職務と同種の職務に従事した期間	100/100
その者の職務と同種の職務以外の職務に従事した期間（大阪市水道局職員就業規程第3条第1項又は第3項から第6項までに規定する1週間あたりの勤務時間（以下「週間勤務時間」という。）が38時間45分程度以上であるものに限る。）	80/100
その者の職務と同種の職務以外の職務に従事した期間（週間勤務時間が19時間30分程度以上であるものに限る。）	50/100
学校又は学校に準ずるものとして局長が定める教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）	50/100以下で局長が定める割合

備考

- 1 経験年数の計算は、月を単位として行うものとする。この場合において、1月に満たない期間があるときは、1日を30分の1月とする。
- 2 第8条第1号の規定により換算した年数に1月未満の端数が生じたときは、その端数を合算するものとし、なお1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げる。

(2) 水道局企業職給料表(2)経験年数換算表

経歴	換算率
週間勤務時間が38時間45分程度以上である職務に従事した期間	80/100
週間勤務時間が19時間30分程度以上である職務に従事した期間	50/100
学校又は学校に準ずるものとして局長が定める教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）	50/100以下で局長が定める割合

備考

- 1 経験年数の計算は、月を単位として行うものとする。この場合において、1月に満たない期間があるときは、1日を30分の1月とする。
- 2 第8条第2号の規定により換算した年数に1月未満の端数が生じたときは、その端数を合算するものとし、なお1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げる。

別表第4（第14条関係）

(1) 水道局企業職給料表(1)在級期間表

決定しようとする職務の級	職員の区分	在級期間
3級	大学卒程度の結果に基づいて新たに職員となった者（職務の級を3級に決定する年度に属するいずれかの日に34歳以上の年齢に達することとなる者に限る。）及び社会人経験者の結果に基づいて新たに職員となった者	2年
	その他の者	6年
2級	高校卒程度の結果に基づいて新たに職員となった者	5年
	短大卒程度の結果に基づいて新たに職員となった者	3年
	その他の者	1年

(2) 水道局企業職給料表(2)在級期間表

決定しようとする職務の級	在級期間
3級	局長が定める期間
2級	局長が定める期間

別表第5（第16条関係）

(1) 水道局企業職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2
11	1	1	1	1	3
12	1	1	1	1	4
13	1	1	1	1	5
14	1	1	1	1	6
15	1	1	1	1	7
16	1	1	1	1	8
17	1	1	1	1	9
18	1	1	1	1	10
19	1	1	1	1	11
20	1	1	1	1	12
21	1	1	1	1	13
22	2	1	2	1	14
23	3	1	3	1	15
24	4	1	4	1	16
25	5	1	5	1	17
26	6	2	6	1	18
27	7	3	7	1	19

28	8	4	8	1	20
29	9	5	9	1	21
30	10	6	10	1	22
31	11	7	11	1	23
32	12	8	12	1	24
33	13	9	13	1	25
34	14	10	14	2	25
35	15	11	15	3	26
36	16	12	16	4	26
37	17	13	17	5	27
38	18	14	18	6	27
39	19	15	19	7	28
40	20	16	20	8	28
41	21	17	21	9	29
42	22	18	22	10	29
43	23	19	23	11	29
44	24	20	24	12	29
45	25	21	25	13	30
46	26	22	26	14	30
47	27	23	27	15	30
48	28	24	28	16	30
49	29	25	29	17	31
50	30	26	30	17	31
51	31	27	31	17	31
52	32	28	32	18	31
53	33	29	33	18	32
54	34	30	34	18	
55	35	31	35	19	
56	36	32	36	19	
57	37	33	37	19	
58	37	34	38	20	

59	38	35	39	20	
60	38	36	40	20	
61	39	37	41	21	
62	39	38	42	21	
63	40	39	43	22	
64	40	40	44	22	
65	41	41	45	23	
66	41	42	46	23	
67	41	43	47	24	
68	42	44	48	24	
69	42	45	49	25	
70	42	46	50	25	
71	43	47	51	25	
72	43	48	52	25	
73	43	49	53	25	
74	44	50	53	25	
75	44	51	53	26	
76	44	52	54	26	
77	45	53	54	26	
78	45	54	54	26	
79	45	55	55	26	
80	45	56	55	26	
81	45	57	55	27	
82	45	57	56	27	
83	46	58	56	27	
84	46	58	56	27	
85	46	59	57	27	
86	46			27	
87	46			28	
88	46			28	
89	47			28	

90	47				
91	47				
92	47				
93	47				
94	47				
95	48				
96	48				
97	48				

(2) 水道局企業職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19		1

20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	2
35	1	3
36	1	4
37	1	5
38	1	6
39	1	7
40	1	8
41	1	9
42	1	10
43	1	11
44	1	12
45	1	13
46	1	13
47	1	14
48	1	14
49	1	15
50	1	15

51	1	16
52	1	16
53	1	17
54	1	17
55	1	18
56	1	18
57	1	19
58	1	19
59	1	20
60	1	20
61	1	21
62	1	21
63	1	22
64	1	22
65	1	23
66	1	23
67	1	24
68	1	24
69	1	25
70	1	25
71	1	26
72	1	26
73	1	27
74	1	27
75	1	28
76	1	28
77	1	29
78	1	29
79	1	30
80	1	30
81	1	31

82	1	31
83	1	32
84	1	32
85	1	33
86	2	34
87	3	35
88	4	36
89	5	37
90	6	37
91	7	38
92	8	38
93	9	39
94	10	39
95	11	40
96	12	40
97	13	41
98	14	41
99	15	42
100	16	42
101	17	43
102	18	43
103	19	44
104	20	44
105	21	45
106	21	46
107	22	47
108	22	48
109	23	49
110	23	49
111	24	50
112	24	50

113	25	51
114	25	51
115	26	52
116	26	52
117	27	53
118	27	53
119	28	54
120	28	54
121	29	55
122	29	55
123	29	56
124	30	56
125	30	57
126	30	
127	31	
128	31	
129	31	
130	32	
131	32	
132	32	
133	33	
134	33	
135	33	
136	34	
137	34	
138	34	
139	35	
140	35	
141	35	
142	36	
143	36	

144	36	
145	37	
146	37	
147	37	
148	38	
149	38	
150	38	
151	39	
152	39	
153	39	
154	40	
155	40	
156	40	
157	41	
158	41	
159	42	
160	42	
161	43	
162	43	
163	44	
164	44	
165	45	
166	45	
167	45	
168	46	
169	46	
170	46	
171	47	
172	47	
173	47	
174	48	

175	48	
176	48	
177	49	
178	49	
179	49	
180	50	
181	50	
182	50	
183	51	
184	51	
185	51	

別表第6（第20条関係）

(1) 水道局企業職給料表(1) 6級職員以外の職員昇給号給数表

相対評価区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
昇給の号給数	5	5	4	3	0

備考 この表は、水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの以外のものに適用する。

(2) 水道局企業職給料表(1) 6級職員昇給号給数表

相対評価区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
昇給の号給数	6	5	4	3	0

備考 この表は、水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものに適用する。

別表第7（第30条関係）

水道局企業職給料表(1) 7級及び8級号給基準表

職務の級	基準となる職務	号給
8級	理事の職務	1号給
7級	部長の職務	2号給
	担当部長又は副理事の職務	1号給

備考 基準となる職務欄に掲げる役職は、大阪市水道局事務分掌規程第2条に規定する役職をいう。

別表第8（第32条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
法第28条第2項第1号の規定により休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）を命ぜられた期間	3／3以下
法第28条第2項第1号の規定により休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）を命ぜられた期間	1／3以下
法第28条第2項第2号の規定により休職を命ぜられた期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3／3以下
大阪市職員基本条例第35条の規定により休職を命ぜられた期間	3／3以下
専従許可を受けた期間	2／3以下
派遣職員の派遣期間	3／3以下
育児休業をした期間	3／3以下
自己啓発等休業をした期間	3／3以下（大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。）のための休業をした場合において、当該課程を修了しなかったとき（傷病その他の局長が定めるやむを得ない事情による場合を除く。）にあつては、1／2以下）
配偶者同行休業をした期間	1／2以下
病気休暇（連続して7日以上のものに限る。）のため勤務しなかった期間	1／3以下
介護休暇の期間	3／3以下
やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤（1日の所定の勤務時間の全部について勤務しなかったものに限る。）のため勤務しなかった期間	1／2以下